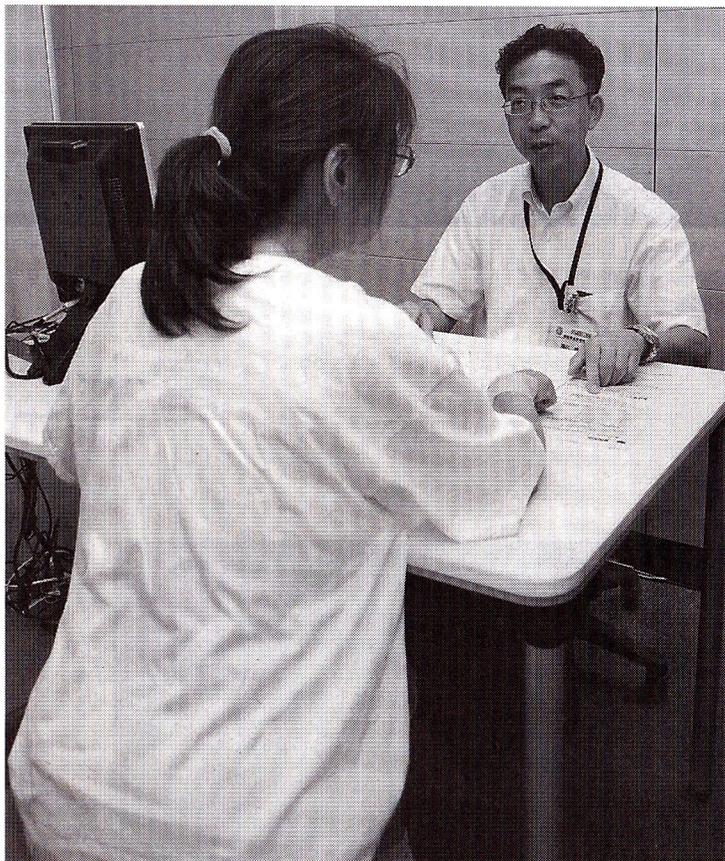


受給増、無年金解消の場合も

国民年金の後納制度

来月開始



後納制度の相談窓口—東京・新宿年金事務所

注意が必要な場合があります

「後納の申し込みが遅れると、納付できる月数が減ることもあります」と長谷川さん。

02年10月分の保険料の後納期限は、今年10月末です。期限が迫っている未納がある場合は注意が必要です。また、申し込みをして承認を受けただけでは安心できません。保険料を期限までに納付し

ないと未納のままです」

後納制度は、誰でも対象になるわけではありません。老齢基礎年金の受給権がある人（国民年金の繰り上げ受給を含む）は対象外。また、65歳以上の人は、25年の受給資格を満たした時点で後納できなくなります。日本年金機構は、過去10年以内に未納がある1

700万人に、順次、後納制度の通知を発送しています。「この中には、

後納して任意加入を組み合わせても、25年の受給資格期間を満たさないケースもあるので、よく確かめましょう」
なお、障害・遺族年金の場合、いったん不支給決定を受けた人が仮に後納しても、今から保険料納付の要件を満たすことはできません。

共産党の年金改革の提案は

後納制度は3年間の制限措置です。国会で日本共産党は、恒久措置にすべきだと主張しました。

民主・自民・公明3党が強行した消費税増税法の関連法で、年金の受給資格期間を10年に短縮するとしました。しかし、実施は3年後で、消費税10%増税の実施が条件です。

日本共産党は、ただちに10年とし、受給者全員に定額（月3・3万円）を国庫負担で支給して、保険料分を上乗せすることを求めています。

さらに、最低保障額を月5万円とし、保険料分を上乗せする最低保障年金を本格的に始めることを提案しています。